

令和 7 年度労働保険料率に変更ありません。

○建設事業	令和 5 年度	令和 6 年度
建築事業（既設建築物設備工事を除く）	1000 分の 9.5	→ 1000 分の 9.5
道路新設事業	1000 分の 11	→ 1000 分の 11
既設建築物設備工事業	1000 分の 12	→ 1000 分の 12
機械装置の組立て又は据付けの事業	1000 分の 6	→ 1000 分の 6
その他の建設事業	1000 分の 15	→ 1000 分の 15

○製造業

木材又は木製品製造業	1000 分の 13	→ 1000 分の 13
その他の製造業	1000 分の 6	→ 1000 分の 6

令和 7 年度、雇用保険料率に変更されました。

○雇用保険	令和 6 年度	令和 7 年度
一般の事業	1000 分の 15.5	→ 1000 分の 14.5
建設の事業	令和 6 年度 1000 分の 18.5	令和 7 年度 → 1000 分の 17.5

雇用保険の適用拡大

平成 29 年 1 月 1 日以降、雇用保険の適用除外となっていた 65 歳以上の雇用者についても雇用保険の適用となりました。

保険料の徴収は、令和 1 年度までは免除となっておりましたが、令和 2 年度より 64 歳以上の者についての雇用保険料の徴収がされております。

令和 7 年度、1 人親方労災特別加入の保険料率に変更ありません。

○第 2 種特別加入

建設業の一人親方	1000 分の 17	→ 1000 分の 17
----------	------------	--------------